

林業・木材産業改善資金 Q&A

【Q1】

新しくしいたけの生産を始めたいのですが改善資金は借りられますか？

【A1】

はい、借りられます。(原木栽培・菌床栽培のどちらでも可能です。)

きのこをはじめとした、特用林産物（山林でとれる木材以外の品目の総称で、例えば、きのこ、山菜、わさび、木竹炭等）の生産は、林業経営の一分野であることから、借受対象に該当します。

【Q2】

償還期間は どうやって決まりますか？

【A2】

償還期間は、借受者の経営状況、借受対象機械・施設の性質、規模、耐用年数、事業の内容等を総合的に勘案し設定しています。

また、経営が安定するまでに時間を要する場合等、必要に応じて借入れ当初に据置期間（最長3年間）を設け、償還開始を遅くすることが可能です。

【Q3】

借受限度額一杯まで借りられますか？

【A3】

基本的に、借受限度額の範囲内の中で、実際に計画した事業に要する費用の額を借受けることとなります。

例えば、機械・施設を導入する場合は、実際にその機械・施設に支払う費用が貸付の対象金額となります。導入するものが値引きされた場合は、値引き後の金額が対象金額となります。

なお、山梨県知事が必要と認め、農林水産大臣と協議して定める場合は、原則の限度額を超えてお貸しすることができます。

【Q4】

中古品の機械・施設は貸付対象となりますか？

【A4】

はい、中古品の機械・施設であっても、償還期間中の稼働が確実と見込まれる場合は貸付対象となります。ただし、償還期間中の稼働が見込まれなければなりませんので、メーカー等から保証書等の書類を提出し、申請に添付して頂くことが必要です。

【Q5】

機械・設備以外にも、土地や建物の取得にも借受けることが可能ですか？

【A5】

できません。これは土地及び建物の取得については、個人資産の形成という性格が強いためです。

ただし、建物であってもきのこの栽培舎や、林業労働災害の防止や林業労働に従事する者の確保を目的として導入する休憩施設は貸付対象に該当します。

【Q6】

農林漁業信用基金の債務保証って何ですか？

【A6】

(独法)農林漁業信用基金の提供する債務保証は、事業者が融資機関から事業資金を借入れる場合に、その融資機関への債務を当該基金が保証することで、事業者が円滑かつ有利に借り入れができるよう支援するものです。

詳しくは、農林漁業信用基金のホームページ等をご参照ください。

【Q7】

債務保証に必要な費用は？

【A7】

保証額に応じた、農林漁業信用基金へ出資金及び保証料です。

出資金の額は、保証額の1/4.5以上が必要です(既に出資済みの場合は不要)。この出資金は、払い戻すことはできませんが、出資譲渡の形で換金可能です。

保証料は、毎年の保証額に利用者の信用度合いに応じて定める割合(0.15~1.35%)を乗じて算出されます。

【Q8】

改善資金で林業機械の更新をしたいのですが、何か制約はありますか？

【A8】

改善資金は、事業者が経営の改善を図るために借受けるものですので、現在所有している機械・施設と全く同じレベルのものを買い換えるために本資金を借受けることはできません。

これまで使用していた機械より作業効率が良いもの、コスト軽減が図れるもの等の経営改善に資するものである必要があります。

【Q9】

人員輸送車を導入したいのですが、税金等を含めて借受けることができますか？

【A9】

はい、借りられます。

改善資金では、必要最小限認められるものを貸付対象の範囲としておりますので、車両の場合は、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車取得税、消費税(地方消費税含む。)等を貸付対象経費に含めて差し支えありません。また、積雪地域のスタッドレスタイヤも同様です。

ただし、車載テレビやETC、アクセサリ等のように、客観的に見て直接必要と考えられない装備は含めることはできません。

【Q10】

国の補助事業を利用して林業機械を買おうとしていますが、自己資金分(補助残分)を改善資金で借りることはできますか？

【A10】 できません。